



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年9月18日火曜日 第1897号

◇ 目 次 ◇ 告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	983
地籍調査の成果の認証.....	984
土地改良区役員の就退任の届出(2件).....	985
土地改良区の定款変更の認可(3件).....	985
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	985
付保義務の発生.....	987
付保義務の消滅.....	987
漁業の許可又は起業の認可の申請期間(2件).....	988
建設業者の認可の取消し.....	988

選挙管理委員会告示

参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨.....	989
--	-----

告 示

○愛媛県告示第1497号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び伊予市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成19年9月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
ヤマキ株式会社
伊予市米湊1698-6
代表取締役社長 城戸善浩
- 事業場の名称及び所在地
ヤマキ株式会社第2工場
伊予市下三谷字明星田262-1
- 特定施設に関する事項
CIP洗浄装置

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。)別表第1第5号口洗浄施設
特定施設の能力	1時間当たり10立方メートル
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	平成19年11月30日
使用開始の予定年月日	平成19年12月1日
特定施設の使用時間間隔	間欠

特定施設の1日当たりの使用時間	5時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数) 通常 6.0~12.5 最大 6.0~12.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム) 通常 2,700 最大 2,700
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム) 通常 4,500 最大 4,500
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム) 通常 40 最大 40
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム) 通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 50 最大 50

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 排水処理施設

設置年月日	平成6年9月1日
処理施設の種類	生物処理及び物理処理
処理施設の型式	嫌気処理、A T C凝集剤添加膜分離、凝集沈殿及び活性炭処理
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製
処理施設の主要寸法	縦 17.77メートル 横 15.15メートル 高さ 6.10メートル 縦 13.85メートル 横 14.00メートル 高さ 5.75メートル 縦 21.95メートル 横 15.00メートル 高さ 5.70メートル
処理施設の能力	1日当たり600立方メートル処理
汚水等の処理の方式	嫌気処理、A T C凝集剤添加膜分離、凝集沈殿及び活性炭処理
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	項目 処理前 処理後
	水素イオン濃度(水素指数) 通常 5~8 最大 4~8
	通常 6~8 最大 5.8~8.6

汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 875 最大 1,175	通常 15 最大 25
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 76.25 最大 80	通常 5 最大 10
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 85 最大 110	通常 10 最大 15
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 26.5 最大 31	通常 1.1 最大 1.1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 600 最大 600	通常 600 最大 600

(2) No.2 排水処理施設

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	平成19年11月30日		
使用開始の予定年月日	平成19年12月1日		
処理施設の種 類	物理処理		
処理施設の型 式	油水分離処理及び加圧浮上処理		
処理施設の構 造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 5.00メートル 横 2.10メートル 高さ 2.68メートル 縦 13.00メートル 横 7.20メートル 高さ 5.30メートル		
処理施設の能力	1日当たり150立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	油水分離処理及び加圧浮上処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~12.5 最大 6.0~12.5	通常 6.0~7.5 最大 6.0~7.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,700 最大 2,700	通常 500 最大 500
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4,500 最大 4,500	通常 200 最大 200
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 40	通常 10 最大 10

りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1	通常 0.5 最大 0.5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 150 最大 150	通常 150 最大 150

備考 処理水は、No.1排水処理施設に送る。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 第5排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13.9 最大 25
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.1 最大 15
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 676 最大 676

(2) 第7排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 5
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 2
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.2 最大 0.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 154 最大 154

備考 この他に、雨水排水口が5箇所ある。

○愛媛県告示第1498号

次の地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同

条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成19年9月18日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
宇和島市	津島町岩松の一部	平成17年度から平成18年度まで	宇和島市の地籍図及び地籍簿
東温市	松瀬川・河之内の一部	平成17年度から平成18年度まで	東温市の地籍図及び地籍簿
松前町	大溝の一部	平成17年度から平成18年度まで	松前町の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成19年9月18日

○愛媛県告示第1499号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北条市北条土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成19年9月18日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	樽井久男	松山市北条955番地
"	北尾安弘	松山市北条983番地
"	高橋貞親	松山市北条522-3番地
"	伊田稔	松山市北条332-1番地
"	森田務	松山市北条561-3番地
"	野村忠利	松山市北条941-1番地
"	高橋次雄	松山市北条516番地
"	北尾幸一	松山市北条1109番地
監事	越智真乃助	松山市北条452-6番地
"	野村峯雄	松山市北条512番地

○愛媛県告示第1500号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、愛媛県北条市辻土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年9月18日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	川口清隆	松山市北条辻101-2番地
"	重松富行	松山市北条辻399番地

○愛媛県告示第1504号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成19年8月20日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同

"	松岡長茂	松山市北条辻201番地
"	松岡満正	松山市北条辻351番地
"	中川正弘	松山市北条辻1421-3番地
"	白石安宏	松山市北条辻273-3番地
"	井上修	松山市北条辻827-3番地
"	松岡俊樹	松山市北条辻1231番地
"	西原浩二	松山市北条辻1186番地
"	八塚俊光	松山市北条辻1507番地
"	和田寿久	松山市北条辻1401-2番地
監事	大澤展正	松山市北条辻339番地
"	西原弘	松山市北条辻1126-2番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	川口清隆	松山市北条辻101-2番地
"	高橋章	松山市北条辻185-1番地
"	中川正弘	松山市北条辻1421-3番地
"	井上修	松山市北条辻827-3番地
"	白石安宏	松山市北条辻273-3番地
"	八塚俊光	松山市北条辻1507番地
"	西原栄治	松山市北条辻1173番地
"	渡部育平	松山市北条辻1422-2番地
"	西原弘	松山市北条辻1126-2番地
"	杉浦武雄	松山市北条辻393-2番地
監事	大澤展正	松山市北条辻339番地
"	松岡俊樹	松山市北条辻1231番地

○愛媛県告示第1501号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、北条市土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年9月18日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1502号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、北条市畑地帯総合土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年9月18日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1503号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、宇和島市土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年9月18日

愛媛県知事 加戸守行

日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年9月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前						
(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)						(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)						
第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率					
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限り貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限り貸し付ける場合)	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限り貸し付ける場合)	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第2号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限り貸し付ける場合)	法第2条第2項第3号に掲げる融資機関が、同条第1項第3号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限り貸し付ける場合)		法第2条第2項第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第4号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限り貸し付ける場合)	漁業近代化資金の種類	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限り貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限り貸し付ける場合)	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限り貸し付ける場合)	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第2号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限り貸し付ける場合)
1・2 省略						1・2 省略						

3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分5毛	年1分2厘5毛	年5厘5毛	年5厘5毛
4～6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年5厘5毛	年5厘5毛
8 省略					

3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分5毛	年1分2厘5毛	年4厘5毛	年4厘5毛
4～6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年4厘5毛	年4厘5毛
8 省略					

○愛媛県告示第1505号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めため、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成19年9月18日

愛媛県知事 加戸守行

（松山地方局管内）

中島加入区

○愛媛県告示第1506号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成15年9月愛媛県告示第1842号）による保険に付すべき義務は、平成19年9月17日限り消滅したため、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成19年9月18日

愛媛県知事 加戸守行

（松山地方局管内）

中島加入区

○愛媛県告示第1507号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成19年9月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成19年9月18日から10月2日まで

○愛媛県告示第1508号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成19年9月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成19年9月18日から10月2日まで

○愛媛県告示第1509号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成19年9月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-17)第7291号	平成17年9月4日	㈱愛電	吉見 正廣	大洲市野佐来1095-1	平成19年8月1日	電気通信工事業	建設業の廃止(一部)
(般・特-14)第1681号	平成14年9月21日	㈱砂田建設	砂田 優二	南宇和郡愛南町緑丙191	平成19年8月3日	管工事業	建設業の廃止(一部)
(般・特-18)第4869号	平成18年10月15日	㈱愛媛日立	甲木 浩二	松山市山越4-142-7	平成19年8月3日	電気工事業 管工事業 機械器具設置工事業 電気通信工事業	建設業の廃止
(特-18)第96号	平成18年7月3日	㈱浅田組	浅田 春雄	宇和島市寄松甲154	平成19年8月6日	建築工事業 管工事業 鉄筋工事業 造園工事業	建設業の廃止(一部)
(般-15)第14007号	平成15年5月18日	(有)トミナガ建設	白石 洋子	新居浜市東雲町3-2-13	平成19年8月6日	建築工事業	建設業の廃止
(般-14)第15189号	平成14年11月28日	(有)島邦産業	島田 修	伊予市灘町78-7	平成19年8月6日	管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-16)第2689号	平成17年2月4日	(有)岡原建設	岡原 弘	南宇和郡愛南町広見2835	平成19年8月7日	土工事業 建築工事業	建設業の廃止
(般-14)第7000号	平成14年12月26日	(有)吉田工務店	吉田 利秋	松山市今在家1-10-13	平成19年8月8日	建築工事業	建設業の廃止
(般-14)第9672号	平成14年12月7日	二神海事㈱	二神 孝	大洲市長浜町黒田甲617	平成19年8月8日	土工事業 とび・土工事業 石工事業	建設業の廃止
(般-16)第10736号	平成17年1月25日	(有)小寺塗装	小寺 守	西条市小松町新屋敷甲264-5	平成19年8月8日	塗装工事業	建設業の廃止
(般-17)第10822号	平成17年5月15日	(有)山内建設	山内七々夫	西条市壬生川953-9	平成19年8月8日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
(般-14)第14896号	平成14年8月30日	(有)レナックス	竹村 宗範	松山市東山町12-8	平成19年8月8日	電気工事業	建設業の廃止(一部)
(般-18)第12356号	平成18年8月4日	㈱三友技建	上田 昭彦	喜多郡内子町石畳2520	平成19年8月9日	造園工事業	建設業の廃止(一部)
(特-18)第2898号	平成18年10月22日	(有)清水建設	清水 隆文	西宇和郡伊方町塩成331	平成19年8月10日	土工事業 とび・土工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-18)第4498号	平成19年2月21日	(有)曾我部建設工業	曾我部 靖	四国中央市豊岡町長田418	平成19年8月13日	土工事業 建築工事業 鋼構造物工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-15)第15292号	平成15年4月18日	㈱フォー・テック	古川 誠悟	松山市南梅本町乙49-1	平成19年8月14日	土工事業 とび・土工事業 さく井工事業	建設業の廃止
(般-16)第15577号	平成16年6月29日	(有)オークス	高橋 省三	新居浜市政枝町3-2-1	平成19年8月20日	管工事業	建設業の廃止
(般-14)第2942号	平成14年9月20日	上岡建設㈱	上岡 弘	伊予市双海町高岸甲885	平成19年8月24日	土工事業	建設業の廃止(一部)

(般 - 14) 第12816号	平成14年 9月1日	村上工務店	村上 繁三	今治市伯方町伊方甲1532	平成19年 8月24日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 18) 第13415号	平成18年 6月11日	橋本組	橋本 誠實	西条市福武甲743 - 3	平成19年 8月27日	土工事業 とび・土工事業	建設業の廃止
(般 - 14) 第1684号	平成14年 10月11日	村中建設	村中 定雄	宇和島市佐伯町2 - 3 - 7	平成19年 8月28日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 14) 第13884号	平成14年 12月11日	愛設備	村井慶太郎	伊予郡松前町大字筒井59 6 - 6	平成19年 8月29日	土工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(特 - 16) 第2005号	平成17年 1月11日	㈱柴垣建設	柴垣 浩二	四国中央市金生町山田井 817	平成19年 8月30日	建築工事業 管工事業	建設業の廃止 (一部)
(特 - 18) 第8661号	平成19年 1月28日	㈱日建	西原 省吾	松山市庄甲470 - 2	平成19年 8月31日	土工事業 とび・土工事業 管工事業 ほ装工事業 造園工業 水道施設工事業	建設業の廃止

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第86号

平成19年7月29日執行の参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。
平成19年9月18日

愛媛県選挙管理委員会 委員長 藤 山 薫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成19年7月29日執行
参議院選挙区選出議員選挙(愛媛県選挙区)
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
39,538,900円
- 報告書の要旨

候補者氏名	関 谷 勝 嗣	所属党派	自由民主党	期間	平成19年2月19日から 平成19年8月11日まで	第1回分
出納責任者氏名	井 上 久 義					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	3,720,000円	
自由民主党愛媛県参議院選挙区第二支部		7,000,000円		家屋費	1,322,786	
自由民主党		5,000,000		選挙事務所費	962,744	
				集会会場費等	360,042	
				通信費	562,244	
				交通費	677,530	
				印刷費	2,491,427	
				広告費	1,736,238	
				文具費	28,755	
				食糧費	208,600	
				休泊費	490,000	
				雑費	311,382	
今回計		12,000,000		今回計	11,548,962	
総計		12,000,000		総計	11,548,962	
報告書受理年月日	平成19年8月13日			第1回報告分		

候補者氏名	田中克彦	所属党派	日本共産党	期 間 平成19年7月7日から 平成19年8月12日まで	第1回分
出納責任者氏名	小倉誠一郎				

収 入			支 出		
主たる寄附			家屋費		240,000円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	選挙事務所費		240,000
日本共産党愛媛県委員会		2,650,000円	通信費		54,243
日本共産党東予地区委員会		90,000	交通費		12,390
			印刷費		1,102,395
			広告費		412,894
			文具費		31,080
			食糧費		41,103
			休泊費		101,670
			雑 費		62,141
今 回 計		2,740,000	今 回 計		2,057,916
総 計		2,740,000	総 計		2,057,916

報告書受理年月日	平成19年8月13日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	友近聡朗	所属党派	無 所 属	期 間 平成19年6月28日から 平成19年8月10日まで	第1回分
出納責任者氏名	成見憲治				

収 入			支 出		
主たる寄附			人件費		1,660,000円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費		850,000
友近聡朗後援会		4,350,000円	選挙事務所費		850,000
民主党		3,000,000	通信費		304,838
			交通費		314,557
			印刷費		3,296,877
			広告費		1,556,208
			文具費		232,027
			食糧費		831,771
			休泊費		421,658
			雑 費		624,010
今 回 計		7,350,000	今 回 計		10,091,946
総 計		7,350,000	総 計		10,091,946

報告書受理年月日	平成19年8月11日	第1回報告分
----------	------------	--------